

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 22 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530038

研究課題名(和文) リスク移転に伴う法人課税上の諸問題 - 再保険取引を中心に -

研究課題名(英文) Issues concerning Income Taxation of Corporations associated with Risk Shifting-Focus on Reinsurance Transactions

研究代表者

辻 美枝 (Tsuji, Mie)

関西大学・商学部・准教授

研究者番号：00440917

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)： 国境を跨ぐ保険取引を用いたリスク移転と法人所得課税が交錯する問題を分析した。対象取引は、(1) 保険会社が行う再保険取引および(2) 企業が行うキャプティブ保険取引である。

(1) に関して、外国保険会社へ支払う再保険料に係る米国の連邦消費税(excise tax)を検討した。(2) に関しては、保険料支払者側の当該保険料の所得控除可能性(取引の経済的実質)と当該保険料の金額の妥当性(移転価格)に分けて分析をした。前者では、最新の米国裁判例をもとに比較法分析をした。後者については、日本の平成26年度移転価格税制改正を踏まえ、オランダと英国の裁判例を分析するとともに、オランダの最近の動向を検討した。

研究成果の概要(英文)： In my research, I have been focusing on the issues which arise between reinsurance transactions and income taxation of corporations with the aim of finding the appropriate tax system for reinsurance transactions. I focus on (1) reinsurance by insurance companies and (2) captive insurance by non-insurance companies.

Concerning (1), I researched the excise tax on reinsurance premiums for foreign insurance companies in the United States. Concerning (2), I analyzed the possibility of deductions for insurance premiums (i.e. economic substance of transactions) and the validity of the amount of the premium (i.e. transfer pricing). For the former, I analyzed the latest tax case in the United States. For the latter, I analyzed tax cases in the Netherlands and the United Kingdom and then compared the Dutch transfer pricing regime with the new Japanese regime.

研究分野：租税法、国際租税法

キーワード：再保険 キャプティブ保険 国際課税 移転価格

1. 研究開始当初の背景

近年、企業が抱えるリスクは複雑かつ多様化してきており、伝統的な保険では填補しきれないリスクも存在する。そのため、保険の代替手段として様々な手法が開発されている。

再保険取引も同様に発展してきている。例えば、政府による再保険制度は企業向け地震保険には存在しないため、日本の損害保険会社は、経営健全性が大規模地震に伴う巨額の保険金支払いにより損なわれるおそれから、企業向け地震保険の引き受けを躊躇していた面がある。しかし、平成7年1月の兵庫県南部地震を契機に、さらに平成23年3月の東日本大震災によって企業がより一層災害に対するリスク管理を重視するようになった。このような外的事情により、保険会社は子会社を通じて再保険取引を行い、企業もキャプティブ保険子会社を設立し、自社のリスクを引受させるといったリスク管理手法が積極的に採られている。

この流れの中、保険会社が再保険子会社に支払った再保険料の損金算入性を争ったファイナイト再保険事件(東京高判平成22年5月27日判例時報2115号35頁)が生じた。この事件を契機に再保険取引の課税上の問題が日本で学術的に着目されてきた。

一方、国外ではこの問題についての研究蓄積があり、課税実務上も積極的な対応が行われている。例えば、米国では、内国歳入法典上に再保険に関する調整規定を設けている。また、キャプティブ保険に関する裁判事例も数多く存在し、かつ新たなスキームへの迅速な対応措置がとられているため、課税上の取扱いが日本と比して明確である。

2. 研究の目的

保険会社の国際進出は、各国の参入規制等の問題から、親子会社形態ではなく、本支店形態による場合が多い。そこで、2007年度～2008年度若手研究(B)「保険取引と課税 - 保険事業の国際化に伴う利益の帰属」(研究課題番号:19730033)では、国境を跨ぐ本支店間取引から生じる利益の帰属の問題に焦点をあてて研究を行った。しかし、先述のファイナイト再保険事件のように、保険会社は国外の保険子会社を通じて再保険取引を行い、それにより法人課税上および国際課税上の問題が生じる場合がある。よって、本研究では、その問題を解決すべく親子会社形態による再保険取引の課税問題を発展的に扱った。

また、研究代表者は、過去に、内国法人が国内に保険業法の規制を受けないキャプティブ保険子会社を設立し保険料を支払った際の法人所得課税上の取扱いについて、米国との比較法分析を行った(『キャプティブと課税 支払保険料の控除可能性を中心に』(『名護金融特区の現状と展望』(関西大学法学研究所・2005年)109頁～124頁)。そこで、研究対象を国内取引に限定して論じた。

しかし、昨今、企業のリスク管理はグループ内の国際的事業再編にも影響を及ぼし、国境を跨ぐグループ会社間の所得移転問題を惹起している。リスク移転に対する法人税制のあり方は企業構造および国際経済社会に大きな影響を与える。よって、本研究では、先の研究で課題として残った国境を跨ぐキャプティブ保険取引から生じる国外所得移転の問題を扱った。さらに、本研究の対象は関連者間取引であるため、移転価格の問題も研究対象に含めている。

3. 研究の方法

研究手法としては、本研究課題に関する先駆的な国である米国・英国・オランダを中心とする比較法分析を行った。具体的には各研究対象年度でそれぞれ次のような研究をした。

(1) 2012年度

保険法および保険業法上、「保険」自体の定義はされていない。税法上も「保険」についての定義規定を別段設けていないため、ある保険(再保険)取引が法人所得課税上どのように扱われるのかが不明確である。そこで、本研究の第一段階として、保険およびファイナイト保険・キャプティブ保険の法的分析を行い、それらの税法上の位置づけを検討した。

IBFD(International Bureau of Fiscal Documentation)、Lexis等の各種データベースを有効に用いて、国内外の関連文献を収集し、分析した。

9月30日から10月4日までアメリカ合衆国(ボストン)で開催された66th Congress of the International Fiscal Associationへ参加した。この総会では、国際課税の最近の動向をはじめ、EUの金融取引課税の動きなど、研究代表者のテーマと交錯する国際課税問題の最新情報に触れることができた。また、各国の税法研究者と意見交換を行った。

収集した情報・文献資料の整理・分析の効率化のため、パソコンとシートフィードスキャナを用いてデータを集約し、論点整理と分析をした。

(2) 2013年度

本研究の第二段階として、2013年度と2014年度は、再保険取引とキャプティブ保険取引の国際課税上の問題を扱った。

2013年度に引き続き、各種データベースを有効に用いて国内外の関連文献を収集し、分析した。

8月22日にMPI(Max Planck Institute)のWolfgang Schoen所長へのヒアリングを行い、8月23日にMPIで文献資料収集を行った。その後、8月26日から8月29日までデンマーク(コペンハーゲン)で開催された67th Congress of the International Fiscal Associationに参加した。この総会では、本研究に関連する金融取引を含めた税源浸食と利益移転

(Base Erosion and Profit Shifting、以下 BEPS という。)に関する最新の議論に接することができた。また、総会開催期間を通じて、各国の税法研究者と意見交換をした。8月30日には、IBFDで文献資料収集を行った。収集した情報・文献資料の整理・分析の効率化のため、パソコンとシートフィードスキャナを用いてデータを集約し、論点整理と分析をした。

(3) 2014年度

引き続き、各種データベースを有効に用いて国内外の関連文献を収集し、分析した。

10月11日から10月17日までインド(ムンバイ)で開催された68th Congress of the International Fiscal Associationに参加した。この総会では、現在の国際課税における最重要項目である BEPS の問題を中心に、国際課税問題の最新情報を入手できた。そこでの議論は本研究に貢献するものである。また、総会開催期間を通じて、各国の税法研究者・実務家と意見交換をした。

1月14日に東京に出張し、日本租税研究協会と IFA 日本支部の共催会員懇談会に参加した (Michael Lang ウィーン経済大学教授、The impact of BEPS on tax treaties?)。BEPS と租税条約の関係する最新の議論に接することができた。また、1月16日に租税資料館(東京)で資料収集を行った。

3月にオランダとドイツに出張した。3月6日と7日にオランダ Erasmus 大学の Bernard Damsma 氏、Reinout Kok 氏と面談し、オランダの保険取引と法人所得課税の問題についてヒアリングを行った。3月12日に MPI の Wolfgang Schoen 所長にヒアリングを行った。

オランダ税制に関して、継続して Bernard Damsma 氏と電子メールで意見交換を行った。

(4) 分析結果をもとに後述の「5. 主な発表論文等」に掲げる各研究会で報告を行った。そこでのディスカッションを研究に反映させ、これまでの分析結果をまとめ、成果論文を作成する。

4. 研究成果

(1) 本研究ではリスク移転と法人所得課税が交錯する問題を分析・検討した。その論点の軸は、国境を跨ぐ保険会社の再保険取引および企業が行うキャプティブ保険取引の二つである。

(2) まず、前者の問題を分析するにあたり、主として、外国保険会社へ支払う再保険料に係る米国の連邦消費税 (excise tax) を中心に研究を行った。

米国の保険会社課税は、内国歳入法典 (Internal Revenue Code、以下 I.R.C.とす

る。)サブチャプターLで規定されている(生命保険会社 (I.R.C.801-818条) 生命保険会社以外の保険会社 (I.R.C.831-835条))。

米国保険会社は全世界所得に課税され、外国保険会社は「米国内での取引または事業の遂行に実質的に関連している」所得についてデータベースで累進税率により課税される。すなわち、外国保険会社の国内源泉保険所得金額は、サブチャプターLに則って米国保険会社と実質的に同様に算定される。

連邦消費税は、このような保険会社の所得課税の特例(所得課税の補完)であり、米国の再保険会社が、外国の再保険会社と比べて競争上不利にならないよう政策として導入されたものである。米国で取引または事業を行う外国保険会社に係るデータベースの所得課税と、米国内のリスクを付保するが米国で取引または事業を行わない外国保険会社に係るグロスベースでの連邦消費税課税を組合せることによって、米国内に所在するリスクに付保することから生じるあらゆる所得に対して、米国に第一次課税権を保証するものである。

ただし、連邦消費税は租税条約により次の二つの条件にあてはまる場合に免除される。すなわち、租税条約上の非居住者である場合、および付保されるリスクにつき租税条約による連邦消費税免除の権利を有しない者と再保険契約を結んでいない場合である。

連邦消費税は米国では所得課税の補完として位置づけられているが、例えば、日米所得税条約2条によると、連邦消費税は当該条約上の対象税目ではない。しかし、日米租税条約議定書1(a)において連邦消費税が免除になる旨を規定している。すなわち、「日本国の企業が行う保険事業の収入となる保険料に係る保険証券又は再保険証券に対しては、課することができない。」とする免除規定を置いている。この理由は、日本が保険会社に対し合衆国と同様の課税を行っており、連邦消費税の導入目的である両国の保険会社間での競争上の有利不利の問題が生じないためである。ただし、「当該企業が負担する当該保険料に係る危険のうち、条約又は当該連邦消費税の免除を規定する合衆国が締結する他の租税条約の特典を受ける権利を有しない者により再保険される部分に係る保険料」は除かれている。

日本には、連邦消費税のような所得課税を補完する課税制度はないため、本研究の契機となった先述のファイナイト再保険事件にみられる日本の課税権行使の限界が存在する。国外に流出する保険所得への米国の積極的な課税態度は、税収確保の側面から、日本においても一定程度参考にならう。

しかしながら、以下の点から日本への同様の制度導入には消極的にならざるを得ない。まず、連邦消費税は、米国に所在するリスクに係る保険料が外国保険会社(再保険会社を含む。)に支払われる都度課税されるもので

あり、累積税(cascading tax)の性格を有する。また、連邦消費税は外国保険会社間での再保険取引についても米国が課税を行うため、米国の課税権を超えて課税することになり、結果として再保険コストが上昇し、米国保険会社にとって不利益となるとの指摘がされている。さらに、租税条約による連邦消費税免除により、米国保険会社と外国保険会社との競争上の中立性が懸念される。これらのほかに、そもそも連邦消費税の対象が保険会社のみであるということによって、金融取引課税全体から見て歪みを生じさせるものとならないかが問題となる。このような点から、現時点では連邦消費税のような対処法については消極的にならざるを得ない。

米国は、これとは別に、被支配外国保険会社の保険所得につき米国所在関連会社に課税する規定(CFC 税制)を有しているが、この点については十分な分析・検討に至っておらず、今後の検討課題としたい。

(3)本研究のもう一つの論点は、企業が行うキャプティブ保険取引である。キャプティブ保険を介した国外所得移転の問題は、第一に保険料支払者側の当該保険料の所得控除可能性(取引の経済的実質)、第二に金額の妥当性(移転価格)にある。

第一の点に関し、米国の Rent-A-Center 事件(Rent-A-Center, Inc. v. Comm'r, 2014 U.S. Tax Ct. LEXIS 1 (T.C. Jan. 14, 2014))を取り上げた。米国では、課税所得の計算上、控除可能な事業費は、「一般に、取引または事業を行っている課税年度中に支払われた、または発生した通常かつ必要な費用全て」(I.R.C. § 162 (a) 柱書)である。

本件は、完全所有保険子会社への保険料の支払いが、I.R.C. § 162 により控除可能か否かが争われた事件である。内国歳入庁は、これまで、親子会社間の保険取引について、最終的に損失の経済的負担をする者と損失を被る者が同じであり、リスクがグループ内に留まるため、親会社が事実上管理している保険料の額については保険料を費用控除できない、という立場をとっていた。しかし、2001年にその課税実務上の立場を変更し、本件はその変更後最初の判決とされる。そこでは、リスクの移転とリスクの分散の存在、契約が保険リスクを含んでいるか、さらに当該契約が一般に認められた意味での保険を構成するかを判断基準とした。すなわち、関連会社間取引であっても取引の経済的実質を重視し課税関係を決するというものである。

第二の点に関して、日本では、平成 26 年税制改正により、移転価格税制における第三者介在取引(みなし国外関連取引)の対象範囲が拡大され、再保険取引を含むすべての取引が対象となった。第三者介在取引は、商慣行上行われるものであっても、移転価格税制の適用潜脱を防止するために、一定の要件に該当する場合には法人の国外関連取引とみなされ、移転価格税制が適用される。当該

税制改正の解説では、「再保険契約のように取引対象は保険リスクであり、同様の保険リスクを第三者を介して国外関連者が負担することとする場合」が例示され、また、同旨の通達が新設されている。

保険業法上、日本に支店等を設けない外国保険業者は、原則として国内リスクに直接保険を付すことができない。保険会社以外の会社も、リスク管理の一環として国外に保険子会社を設ける場合があるが、日本にその子会社の支店等がないと、国内保険業者を介在させる必要性が生じる。上述の改正は、このような再保険取引に関する移転価格問題への対処といえる。

オランダと英国では、すでにこの問題に対する裁判例が存在している。2010年、OECD 移転価格ガイドラインに事業再編にともなう移転価格上の問題を扱う 9 章が追加された。この章は英国の関連者間延長保証事業に関する裁判例(DSG retail Ltd and others v Revenue and Customs Commissioners, [2009]STC(SCD)397)が部分的に関係しているとされる。そのため、この事件を鳥瞰し、後述のオランダの制度との比較を前提に検討した。

オランダの移転価格税制の法制化は 2002 年と比較的新しく、日本と同様、OECD 移転価格ガイドラインに則って制度が構築されている。また、2013 年 11 月には、OECD 移転価格ガイドラインに対する財務副大臣による指針(IFZ 2013/184M)が公表された。そこで示されたオランダの方針は日本の取扱いと異なるものである。すなわち、オランダでは、基本的にグループ内再保険者によるグループのリスク引受を肯定するものの、再保険者を特徴づける活動を行わず、外部へのリスクの分散がない場合には、実際の取引を無視し、経済的実質に基づき取引を再構成したうえで、グループ内再保険者の所得を再配賦する。一方、日本では、支払保険料に関して、法人税法 22 条による損金算入性の判断と移転価格税制の適用という二段階を必要とし、そのうえで第三者介在取引について実際の取引を前提に独立企業間価格を考慮している。

オランダは GAAR (General Anti-Avoidance Rule) を有するため、単純に日本と比較することはできないが、両国の移転価格税制には、適用上の相違が存する。各国間の協調を目的とする OECD 移転価格ガイドラインであっても、その国内法への取り込みや解釈が各国で異なると、経済的二重課税など国際課税上の問題が生じる。

現在、OECD は BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)の行動計画 4 に基づき、2015 年 12 月を期限として関連者間金融取引に関する価格についての OECD 移転価格ガイドラインの改訂を行う予定である。そこでは、キャプティブその他の保険取決めを含む関連者間金融取引の価格に関する改訂も含ま

れており、本稿での問題意識に係る勧告が示されるものと思われる。オランダの2013年指針は、BEPSの問題について現行のOECD移転価格ガイドラインに先んじているとされるところ、今後のOECDの勧告を踏まえ、改めて再考する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

辻美枝、キャプティブ保険と移転価格税制、税研、査読無、181号、2015、108-113

[学会発表](計5件)

辻美枝、オランダの移転価格税制の動向
キャプティブ保険を中心に、第57回
関西大学租税法研究会、2015年3月26
日、関西大学尚文館(大阪府・吹田市)

辻美枝、キャプティブ保険取引と法人所
得課税 移転価格を中心に、第56回
関西大学租税法研究会、2015年2月28日、
関西大学尚文館(大阪府・吹田市)

辻美枝、国境を跨ぐリスク移転と法人所
得課税、第54回関西大学租税法研究会、
2014年11月22日、関西大学尚文館(大
阪府・吹田市)

辻美枝、キャプティブ保険会社への支払
保険料の課税上の取扱い(再考) 米国
租税裁判事例を素材に、第50回関西大
学租税法研究会、2014年8月9日、関西
大学尚文館(大阪府・吹田市)

辻美枝、保険会社の国際課税上の問題 -
再保険料に係る米国 excise tax を中心に
-、第38回関西大学租税法研究会、2013
年、7月13日、関西大学尚文館(大阪府・
吹田市)

6. 研究組織

(1)研究代表者

辻美枝 (TSUJI, Mie)

関西大学・商学部・准教授

研究者番号：00440917